

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道

2 構造改革特別区域の名称

小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区

3 構造改革特別区域の範囲

札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北海道石狩郡当別町、虻田郡喜茂別町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、島牧郡島牧村

4 構造改革特別区域の特性

北海道では、他県にない広大なエリアにおいて、人口の偏在・過疎・高齢化、積雪・寒冷等厳しい条件の下、地域を基盤とする障害者施策の総合的な推進に取り組んできた。

(1) 計画的な施策の推進

昭和56年の国際障害者年を契機として、昭和57年に初めての長期計画である「障害者に関する北海道行動計画」(昭和57年度～平成3年度)を策定後、平成5年度及び15年度に、それぞれ10か年を対象とする長期計画を策定したほか、平成10年度及び15年度には、5か年を対象とする重点施策実施計画を策定してきたところであり、これらにより、保健・福祉にとどまらず、障害者を支える総合的な施策の計画的な実施を果たしてきた。

(2) 先駆的な取組

広域、寒冷等の厳しい条件があるからこそ、地域住民が互いに支え合う社会を構築していくことが不可欠であるという認識に立って、地域における自立した生活を支援するための施策について、次のとおり先駆的に取り組んできた。

住まいの確保

身近な地域で生活する場として、昭和59年度に北海道単独で知的障害者自立促進援護事業費補助制度を創設し、グループホームの前身となる生活寮の整備に着手して以来、グループホームの整備に努めてきた結果、その整備率は全国最高水準となっている。

また、重度身体障害者の自立した生活を実現していくための試みとして、平成3年度に国庫補助事業として創設された身体障害者自立支援事業に先駆け、北海道単

独事業として、昭和61年度から、重度身体障害者ケア付住宅運営費補助金事業を実施している。

働く場の整備

働くことを通じ、自分らしさを発揮する活動の場を確保するため、昭和55年度に北海道単独で障害者地域共同作業所運営費補助制度を創設し、最も身近な地域での働く場として小規模作業所の整備に努めてきた結果、社会資源が相対的に薄い小規模な町村域においても、生活を支える拠点が育ちつつある。

また、重度障害者についても、身近な地域において支援を受けられるよう、小規模作業所に対する重度加算制度を北海道単独で実施してきている。

生活支援体制の構築

相談支援事業を中心とする生活支援体制を身近な地域で構築していくことが重要な課題となっているが、その先駆けとして、伊達市等においては、知的障害者の住まい、就労、生活支援等を総合的に支える仕組みを実現してきた。

発達を支える仕組みの確立

乳幼児期における発達の遅れや障害を早期に発見し、家族とともに適切な支援を身近な地域で受けることができるよう、平成元年度以降、早期療育システムの構築を進めてきた結果、市町村により構成される67の第1次圏域を単位として、通園により療育を行う機能を整備するとともに、広域的に支援する第2次圏域（8つ）及び全道域において、専門的機関との連携機能を確保することにより、重層的に支える仕組みを実現した。

また、急速にクローズアップされつつある自閉症等の発達障害についても、全国第一陣として、「自閉症・発達障害支援センター」の運営を開始するなど、積極的取組を進めてきている。

障害者自身の意思の尊重

障害者自身の意思を明らかにし、これを出発点として地域社会づくりに向けた取組を進めていくという観点に立って、平成8年度、障害者自身により構成される北海道障害者会議を創設し、以後、2年ごとに提言が取りまとめられている。こうした成果を踏まえ、平成14年度には、我が国ではじめて、札幌市においてDPI世界会議札幌大会が開催された。

福祉のまちづくり

障害者、高齢者等をはじめすべての道民が、日常生活及び社会生活における様々な障壁を取り除き、等しく社会参加の機会を得られるとともに、共に支え合い、自立した生活を送ることができるよう、平成9年度に北海道福祉のまちづくり条例を制定し福祉のまちづくりを進めてきている。

(3) 新しい「北海道障害者基本計画」

平成15年3月に策定した「北海道障害者基本計画」(平成15年度～平成24年度)においては、「ノーマライゼーション社会の実現」を基本的な目標に、地域生活の支援体制の充実、自立と社会参加の促進、バリアフリー社会の実現を主要な柱と位置付けた上、障害者施策をさらに推進していくこととしている。

その際、道内においては、近年の社会経済状況等の下、大規模な社会資源を漏れなく新たに配置していくことが困難であり、むしろ、既存のシステム、社会資源等を効果的・効率的に活用するとともに、地域住民による相互の支え合いを具体的な形で実現していくことが、重要な課題となっている。

(4) 北海道における障害者及び支援費制度の状況

障害者数(平成16年3月末現在)札幌市・旭川市を除く
身体障害者 185,107人(身体障害者手帳交付者数)
知的障害者 19,874人(療育手帳交付者数)

支援費支給決定者数(平成16年4月末現在)
居宅生活支援費 12,530人
施設訓練等支援費 11,757人

支援費指定事業所数(平成16年4月現在) 内訳は別添1のとおり
居宅生活支援事業 1,492事業所
施設訓練等支援事業 357事業所

(5) 特別区域としての実施の要望

北海道では、住まいの場や自己実現に向けて活動する場の整備、直接的な介助、生活支援拠点機能の確立等を通じ、地域社会における障害者の自立生活を支える仕組みを構築していくこととしている。

北海道においては、入所施設サービスへの依存が高く(別添2)、サービス基盤の地域格差も大きくなっており(別添3)、利用者本人の意思に基づく地域生活への移行を加速することが求められている。

このため、地域住民から距離感のある場所に設置されることの多い入所施設について、市街地において小規模・居住機能に限定して展開し、可能な限り地域生活に近い形態でのサービス提供を可能とすることにより、地域生活を支援する拠点機能に転換していくことが求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本計画においては、可能な限り地域生活に近い形態として、入所施設の小規模サテライト型の運営を可能とすることにより、利用者の地域生活への移行を促進するとともに、地域生活支援に向けた機能転換を目指すものであり、具体的には次の意義が認められる。

入所施設利用者の地域生活移行を促進する。

入所施設利用者には、地域生活への希望を持ちながら、社会へ適応していく経験の欠如等により直ちには移行できない者がいることから、これらを対象として、小規模サテライト型施設を市街地において、居住機能に限定し、かつ、原則として有期限の利用により運営することで、少人数による自分らしい暮らしをめざす準備機会が確保されることにより、地域生活への移行が促進される。

また、本体施設と合わせた定員を現行定員以下とすることにより、本体施設においても、大部屋解消等の居住環境の改善を進め、生活の質の向上を図ることが可能となる。

入所施設の機能を縮小し、地域生活支援に転換する。

本体施設と合わせた定員を現行以下とすること、原則、有期限利用とすることなどにより、入所施設の機能縮小を進めることが可能となる。

また、居住機能に限定すること、ハード面の大規模整備は行わず、既存施設の有効活用を図ることなどにより、地域生活への移行に向けた支援を行う場として明確化するとともに、将来的にはグループホーム等への転換を想定した経過的な位置付けとすることにより、入所施設の機能を地域生活支援に向けて転換していくことが可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

北海道では、「北海道障害者基本計画」に基づき、各般の施策を総合的に推進していくこととしているが、特に、入所施設からの地域生活移行を実現していくためには、利用者の意思を尊重し、個々の状態に応じた個別の支援プログラムを設定し、これに基づき、小規模サテライト型施設を活用し、一定期間（原則3年以内）経過後の地域生活に向けて準備や環境整備等を計画的に進めていくことが重要である。

これにより、地域の実情に応じた取組の選択肢を増やし、入所施設利用者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設の機能を地域生活支援へ転換し、ひいては「北海道障害者基本計画」の目標を達成することを目指す。

また、小規模サテライト型施設の成果について検証を進め、道内における普及・定着を目指し、障害者の地域生活への移行・施設機能の地域生活支援への転換を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

- ・ 小規模サテライト型施設は、既存の施設訓練等支援費用の範囲内で、本体施設と密接な連携のもと一体として運営されるものであることから、効率的に地域生活移行を進めることが可能となり、支援費制度の対費用効果が向上する。
- ・ 入所施設サービスを地域生活支援に向けた機能に転換していくことができることから、多様な生活を支えるための民間サービスの基盤整備等が進められ、これらによる雇用創出、地域経済活性化等が図られる。

(2) 社会的効果

- ・ 障害者自身の意思に沿わない形の入所施設での生活から脱却し、地域社会での暮らしを実現するとともに、障害者が主体的に自らの能力を発揮していく社会活動を促進し、尊厳ある生活を獲得することが可能となる。
- ・ 障害者サービス基盤には大きな地域格差があるが、大規模な入所施設の機能を小規模に分散して市街地に溶け込ませていくことにより、自立生活に向けた訓練・経験のできる居住機能に特化した社会的資源の底上げを図ることが可能となる。

8 特定事業の名称

- ・ 規制の特例措置の番号：930
サテライト型障害者施設設置事業

9 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 小規模サテライト型施設整備事業

入所施設機能が単に小規模化して存続するような結果とならないよう、大規模な新規施設の整備は行わず、既存遊休施設等の有効活用による整備を促進するため、北海道としては、モデル的な取組を実施する施設等に対し、立ち上げを支援する観点から、改修経費等の一部に係る助成策を実施する。

(2) 入所施設機能の転換

入所施設の機能転換をさらに促進するため、在宅者の自立生活に向けたグループホーム体験利用や、施設利用者の帰宅時における居宅サービス利用を可能とする、サービスの日額利用を、別途、構造改革特別区域計画として実施する。

また、当該計画の実施に当たっては、一人一人の実状に応じて種々のサービスを適切に組み合わせるためのケアマネジメント機能が不可欠であることから、モデル事業者にコーディネーターを配置して実証的推進方策を検討するとともに、圏域ごとの相談支援体制を確立するための事業を実施する。

障害者地域移行促進事業

本計画の適用を受ける施設のうち特に定めるものにコーディネーターをモデル的に配置し、個々の利用者の実状、ニーズ等に応じてサービス調整等を行い、効果的な推進方策を検討する。

障害者地域生活拠点整備事業

生活に困難を有している個々の障害者について、ニーズを把握し、地域生活を支えるための方策を組み立てていくことができるような体制を確立するため、圏域ごとに拠点機能を整備し、広域的観点から市町村の支援を行う。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号：930）

- 1 特定事業の名称
サテライト型障害者施設設置事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
 - ・ 社会福祉法人はるにれの里（北海道厚田郡厚田村及び石狩市）
 - ・ 社会福祉法人北海道社会福祉事業団（伊達市）
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定日
- 4 特定事業の内容
別添「特定事業の内容等」のとおり（省略）
- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 規制の特例措置の必要性
北海道においては、入所施設サービスへの依存が高く、サービス基盤の地域格差も大きくなっており、利用者本人の意思に基づく地域生活への移行を加速することが求められている。
このため、地域住民から距離感のある場所に設置されることの多い入所施設について、市街地において小規模・居住機能に限定して展開し、可能な限り地域生活に近い形態として、入所施設の小規模サテライト型の運営を可能とすることにより、利用者の地域生活への移行を促進するとともに、地域生活支援に向けた機能転換を目指すものである。
 - (2) 要件適合性を認めた根拠
別添「特定事業の内容等」のとおり
なお、本特例措置が実施されている市町村が援護を実施する利用者及び特区内の対象施設についてのみ実施する。